

国住指第 2192 号
平成 29 年 9 月 26 日

北海道開発局事業振興部長
各地方整備局建政部長 殿
内閣府沖縄総合事務局開発建設部長

国土交通省住宅局建築指導課長

建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件の改正について

建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件の一部を改正する件(平成 29 年国土交通省告示第 868 号)は、平成 29 年 9 月 26 日に公布され、同日に施行されることとなった。

については、改正後の建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件(平成 26 年国土交通省告示第 709 号)の運用について、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴職指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方願いする。

なお、特定行政庁並びに国土交通大臣指定及び都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)第 23 条第 1 項の表(四)項に掲げる階段については、蹴上げの寸法を 22 センチメートル以下、踏面の寸法を 21 センチメートル以上とすることとしている。近年、既存の戸建住宅をグループホームやシェアハウス等へ用途変更するニーズが拡大している実情等に鑑み、ストックの有効活用を促進するため、同条第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項の表(四)項に掲げる階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段として、次に掲げる措置を講じた場合には、階段の蹴上げの寸法を 23 センチメートル以下、踏面の寸法を 19 センチメートル以上とすることができることとした。

- ・ 階段の両側に手すりを設けたものであること
- ・ 踏面の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げたものであること

なお、「粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げたもの」の例としては、「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」（平成26年7月1日付け国住指第1071号・国住街第73号）において特定行政庁に通知しているとおり、すべり止めを目的とした段鼻材を付けることなどが挙げられる。

○国土交通省告示第八百六十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十三条第四項の規定に基づき、建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件（平成二十六年国土交通省告示第七百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十六日

国土交通大臣 石井 啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

		改正後			改正前		
		<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二十三条第四項に規定する同条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全にできる階段の構造方法は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>一 階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法が次の表によるものであること。ただし、屋外階段の幅は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二百十条又は第二百十一条の規定による直通階段にあつては九十七センチメートル以上、その他のものにあつては六十七センチメートル以上とすることができる。</p>			<p>第一 建築基準法施行令（第二において「令」という。）第二十三条第四項に規定する同条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全にできる階段の構造方法は、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）における児童用の階段であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>一 階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法が、それぞれ、百四十七センチメートル以上、十八センチメートル以下及び二十六センチメートル以上であること。</p>		
	階段の種類	階段及びその踊場の幅（単位：センチメートル）	蹴上げの寸法（単位：センチメートル）	踏面の寸法（単位：センチメートル）			
(一)	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）における児童用の階段	一四〇以上	一八以下	二六以上			
(二)	令第二十三条第一項の表(四)に掲げる階段	七五以上	二三以下	一九以上			
二・三（略）					二・三（略）		

附則

この告示は、公布の日から施行する。

平成 29 年 9 月 26 日
< 問い合わせ先 >
住宅局 建築指導課
代表 03-5253-8111

建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、平成 29 年 8 月 8 日（火）から平成 29 年 9 月 6 日（水）までの期間において建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力頂きますよう、よろしくお願いいたします。

建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件の一部を改正する告示案に寄せられたご意見と国土交通省の考え方

9の個人・団体から合計12件の意見をいただきました。

とりまとめの都合上、内容を適宜要約させていただいております。

本告示と直接の関係がないため掲載しなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
告示の踏面の寸法について、建築基準法施行令第23条第1項ただし書に規定する住宅の階段の寸法と同様に15センチメートル以上とすることも検討できうと考えられるが、なぜ19センチメートルとしたのか。	ヒアリング等により、住宅から寄宿舍等への用途変更に関する実態や、供給されている住宅の階段の寸法の実態について把握するとともに、心理評価実験により、今回の寸法の階段で安全措置を施したものについて、現行基準の寸法の階段と同等以上の昇降の安全性の評価が確認できたこと等に基づいて、今回の蹴上げと踏面の寸法としており、新築等を除いたり、対象を限定したりする必要はありません。
告示の適用対象となる建築物は新築を除くべきではないか。また規模、用途、工事種別等を限定すべきではないか。	「粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げたもの」については、改正前の告示において定められているものと特に取扱いを変えるものではありません。なお、階段構造における仕上げの一例としては、すべり止めを目的とした段鼻材を付けることなどが挙げられます。
「手すり」とは、建築基準法施行令第25条第1項の手すりと同様のものとして扱ってよろしいか。	貴見のとおりです。
改正告示が適用される階段は、建築基準法施行令第23条第3項の幅員のみなし算定については、片側に限るべきではないか。	今回の告示の改正によって、建築基準法施行令第23条第3項の階段及びその踊り場の幅の考え方について、これまでと特段取扱いを変えるものではありません。